

# 神奈川県明るい選挙推進協議会かながわ選挙カレッジ実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、神奈川県明るい選挙推進協議会（以下「県明推協」という。）が行う、体験実習事業である「かながわ選挙カレッジ」の実施に関して必要な事項を定める。

## (かながわ選挙カレッジの目的)

第2条 かながわ選挙カレッジは、教育の一環として、体験実習等のプログラムを設ける教育機関及びこれらに類似するもの（以下「教育機関等」という。）に在籍する学生等に県明推協又は神奈川県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）が実施する各種事業（以下「体験実習」という。）へ参加してもらうことにより、学生が政治参加の重要性を認識し、選挙事務及び選挙啓発に対する理解を深めることを目的として実施する。

## (年間実習計画)

第3条 県明推協は、年間の実習計画を策定し、教育機関等に提示する。

## (実習生の受入れ手続等)

第4条 教育機関等は、当該教育機関等に在籍する者が、県明推協又は県選管における実習を希望するときは、県明推協に対して別記様式1-1により、実習の申込みを行う。

2 県明推協は、教育機関等から実習の申込みがあったときは、学生が志望する動機が、第2条の目的と合致していることを確認のうえ、受入れの可否を決定し、教育機関等に通知する。

3 県明推協は、教育機関等を通じずに別記様式1-2による申込みがあったときは、前項と同様の確認のうえ、受入れの可否を決定し、申込者に通知する。

4 第2項及び前項の規定に基づく決定を行ったときは、県明推協は県選管に報告するものとする。

5 県明推協は、別記様式2により学生に任命書を交付する。

6 実習に参加する学生等（以下「実習生」という。）が行う体験実習の時間は、職員の通常の勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とし、これを超えて実習を行う場合は、事前に実習生と十分実習内容を協議し、別記様式3により実習生の承諾を得て実施する。

(旅費の支給)

第5条 県明推協は、実習生に対し、県職員の例に準じ、一回の参加につき、旅費を支給することができる。ただし、通学等に使用するため定期券を所有している場合は、当該区間について旅費支給の対象外とする。

(ボランティア保険の加入)

第6条 実習生は、ボランティア保険に加入しなければならない。なお、加入手続は事務局が一括して行い、費用は県明推協が全額負担する。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、実習時間中は県明推協事務局員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

(特定の政党・候補者等に対する政治的行為及び信用失墜行為の禁止)

第8条 実習生は、実習期間中、特定の政党・候補者等を支援したり、反対する行為並びに県明推協及び県選管の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 実習生は、実習期間中、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、実習の成果の内容や内容に関する論文その他著作物を公表しようとするときは、前項に抵触しないことについて、あらかじめ県明推協の確認を得る。

(誓約)

第10条 実習生は、前3条の規定を遵守するため、県明推協に対し別記様式4により誓約書を実習前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 県明推協及び県選管は、実習生が前3条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、県明推協は教育機関等にその旨通知するものとする。

(結果報告)

第12条 実習生は、実習終了後、別記様式5により結果報告書を県明推協に提出するものとする。

(修了証の交付)

第13条 県明推協は、別途定める所定の課程を修了し、かつ全実習回数の2分の1以上参加した者に修了証を交付する。

(実習の証明)

第14条 県明推協は、教育機関等から実習生の単位認定のために実習内容等について証明を求められたときはこれを行う。

(その他別に定める事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、神奈川県明るい選挙推進協議会かながわ選挙カレッジに関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。